

相続・遺言 基礎セミナー

行政書士 池田健博

相模原市南区相模大野 8-10-4

相模大野駅 南口 徒歩 3 分

電話 042-705-6197

相談料 5,250円 / 1時間
(出張相談も行います)

ホームページ

相模原 行政書士

検索



はじめに

- ◆ なぜ私がこのセミナーを開催しようかと思ったか？
私は相模原市の不動産に関する市民相談を南区役所にて一般の方の相談を聞いています。
その中で、やはり相続に関する相談が多い様に感じています。
相続は誰にでも起こる可能性があります。しかし、多くの方が、何となく、その時に考えればいいかと思っています。
しかし、起こってからでは遅いのです。ある農家の方で相続なんて、土地を国に返せばいいんだと言っていたおじいさんを知っていますが、相続は残された方が対応しなくてはいけない問題なのです。
- ◆ 残された家族の為にもちゃんと相続を考えて欲しいと思います。

相続の基本

◆ 相続とは

民法 第882条 (相続開始の原因)

相続は、死亡によって開始する。

人の死亡に開始し、被相続人（お亡くなりになった人）の属した全ての財産や債務（借金など）が相続人（残された法律で決まった家族）に承継された事を言います。

◆ 相続の種類

1. 法定単純承認（3ヶ月以内に何もし無いと単純承認になります。限定承認は、相続人全員で行います。）
2. 限定承認
3. 相続の放棄

相続税の計算

- ◆ 基礎控除の計算

現行 $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人}$

改正後 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人}$

(例として1億の資産 子供2人の場合の比較)

- ◆ 相続税の速算表

現行 $(1\text{億} - 7,000\text{万円}) \times 1/2 = 1,500\text{万円}$

$1,500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 175\text{万円}$

相続税総額 $175\text{万円} \times 2\text{人} = 350\text{万円}$

相続税の計算

- ◆ 改正後

$$(1\text{億円} - 4,200\text{万円}) \times 1/2 = 2,900\text{万円}$$

$$2,900\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 385\text{万円}$$

$$385\text{万円} \times 2\text{人} = 770\text{万円}$$

- ◆ 差額は $770\text{万円} - 350\text{万円} = 420\text{万円}$

- ◆ 平成27年1月1日以降について適用されます。

相続税の基礎控除や税率が改正されます。

- ◆ 平成27年1月1日以降の相続については改正された計算式で計算します。
- ◆ そうすると、今までの1・3倍の人に相続税がかかるようになるそうです。
- ◆ ですから何も対策しないでいると、今まででは相続税がかからないと思っている人でも税金がかかる可能性があります。
- ◆ また多くの税金を支払う可能性が出てきます。
- ◆ 節税対策は税理士さんなどの協力を得て、いろいろな方法がありますので、自分に合った方法を見つけましょう。

遺言（普通遺言）の種類

- ◆ 自筆遺言
- ◆ 秘密遺言
- ◆ 公正証書遺言
- ◆ 自筆遺言
最も簡易な方法で、費用もかからない。（メリット）
しかし、紛失や隠匿、改変しやすい。（デメリット）
遺言者が遺言全文を自筆しなくてはいけません。
ワープロなどは無効で、日付、記名、押印が必要です。

なぜ遺言が必要なのか？

- ◆ 遺言は、遺言者が「自分の死んだ後に、誰に財産を残すとかどうしたいか」を相続人やその他の人に伝えたいことを死ぬ前に残すことです。また、亡くなつてからでは、相続人の方が遺産の確認するのに大変苦労されます。
- ◆ なるべく元気なうちに作成しましょう。
- ◆ どの様なときに遺言が必要か？
 1. 法定相続分と異なる配分をしたい場合。
 2. 相続人の人数、遺産種類・数量が多い場合。
誰に何を相続させるかを明確にすることによって後の紛争が防げます。
 3. 配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合。
 4. 農業経営者や個人事業主の方
相続によって資産の分散を防止できます。

相続トラブル事例

- ◆ お母さんが亡くなり、姉3人、長男（親と同居）、4女の場合

遺言書が何通も出てきた。

- ◆ 夫が亡くなり、妻、兄、姉が相続人となった場合

遺言書を作成する事により兄弟姉妹を排除できます。
兄弟姉妹には遺留分がありません。

行政書士 池田健博 概略

- ◆ 神奈川県座間市に3人兄弟の末っ子として生まれる。
- ◆ 現在42歳。
- ◆ 家族は妻と長女（8歳）
- ◆ 公認不動産コンサルティングマスターとして相続に関する問題を専門としています。
- ◆ 相模原市南区役所にて不動産市民相談員を受任
- ◆ 防犯設備士として、防犯コンシェルジュを神奈川県警より委託されています。

料金 概要

- ◆ 相談業務 5, 250円／時間
- ◆ 遺言書作成 自筆遺言 50, 000円から
公正証書遺言 100, 000円から
- ◆ 遺産分割協議書作成 100, 000円から
(相続財産の1%)

※ 印紙代、公証人費用などは別途かかります。